

# 保健所等で実施する HIV 郵送検査の手引き

令和7年6月

厚生労働省

健康・生活衛生局 感染症対策部 感染症対策課

## 目次

はじめに.....	3
第1 HIV 感染症/エイズについて .....	4
第2 HIV 感染症の検査の流れ.....	5
第3 手引き、郵送検査について .....	6
1 手引きの位置づけ.....	6
2 郵送検査の定義、HIV 検査における位置づけ .....	6
第4 郵送検査.....	7
1 郵送検査を実施する事業者（以下「検査事業者」という。）への委託について .....	7
2 郵送検査キットの構成物の例 .....	7
3 郵送検査の申し込み .....	7
4 郵送検査キットの保管及び廃棄.....	9
5 検査事業者の体制.....	9
6 結果の通知.....	10
7 個人情報の取扱い.....	10
8 保健所の体制 .....	12
9 その他留意事項 .....	12
第5 郵送検査の活用事例案.....	14
参考資料.....	15
関係法令、通知等 .....	15

## はじめに

抗 HIV 療法の開発・発展により HIV 感染者の予後は大きく改善している。また、効果的な抗 HIV 療法により感染者の血中ウイルス量が検出限界未満まで抑制されていれば、性行為により他者が感染することはないことが分かっている（U=U※）。このため、HIV 検査による早期発見は、HIV 感染のまん延防止において極めて重要である。

※Undetectable=Untransmittable（検出限界未満=感染しない）

2025 年 3 月に開催された第 164 回エイズ動向委員会の報告では、2024 年の新規 HIV 感染者報告数は前年と比べおおむね横ばいだったが、新型コロナウイルス感染症の流行等により減少していた保健所等での検査件数が同水準まで回復していないことが影響している可能性がある点に留意する必要がある、とされた。また、2024 年の新規エイズ患者報告数は 2 年連続で増加した。これは、新型コロナウイルス感染症の流行等により保健所等での HIV 検査件数が減少していたことにより、エイズを発症するまで HIV 感染症の診断を受けていなかった者が増えていることが可能性の一つとして考えられ、今後の状況を注視していく必要がある。

郵送検査は、民間の企業が独自で実施しており、その実施方法や精度は様々であるものの、郵送検査の実施件数の増加が、厚生労働科学研究費補助金エイズ対策政策研究事業※でも報告されている。

※令和 4 年度厚生労働科学研究「HIV 検査体制の改善と効果的な受検勧奨のための研究」（研究代表者 今村顕史）

特定感染症検査等事業においては、令和 7 年度に、HIV 郵送検査事業が、保健所等における検査の一環として、現状の検査事業に追加で行われることが決定した。本手引きは、保健所等において郵送検査事業を実施する上での注意点や考慮すべき点等について示すものである。

なお、今後の知見の集積や関連法令の改正状況や環境の変化等に応じて、適時、厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課にて改訂を行う予定である。

## 第1 HIV 感染症/エイズについて

ヒト免疫不全ウイルス (Human Immunodeficiency Virus。以下「HIV」という。) は、主として CD4 陽性 T リンパ球とマクロファージ系の細胞に感染するレトロウイルスである。感染した HIV はリンパ組織の中で急速に増殖し、感染後 1~2 週の間には 100 万 ( $1 \times 10^6$ ) コピー/mL を超えるウイルス血症を呈する。約半数の患者は、この時期に発熱、発疹、リンパ節腫脹などの急性感染症状を呈する。HIV に対する特異的な免疫反応が立ち上がってくるとウイルス量は減少するが、完全には排除されない。やがて活発に増殖するウイルスとそれを抑え込もうとする免疫系が拮抗し、慢性感染状態へと移行する。慢性感染状態における血中の HIV RNA 量は個々人で比較的安定した値に保たれる。

HIV の感染が後天性免疫不全症候群 (以下「エイズ」という。) の原因であり、正しい知識とそれに基づく個人の注意深い行動により、多くの場合、HIV の感染を予防することは可能である。HIV は血液、精液、膣分泌液、母乳等に存在し、主要な感染経路は性行為による感染であり、性行為を行う全ての人に感染する可能性がある。また、その他の感染経路として、HIV に汚染された血液を介した感染、母子感染等がある。

HIV 感染症は大きく 3 つの病期 (急性感染期、無症候期、エイズ発症期) に分けることができる。エイズ発症期には日和見疾患に罹患する危険が生じるが、初感染からエイズ発症期に至るまでの時間は症例により異なる。

HIV 感染症をモニターする上では、免疫状態の指標となる CD4 陽性 T リンパ球数および抗ウイルス療法の治療効果の指標となる血中 HIV RNA 量が重要なパラメーターである。現在、標準的に行われている抗レトロウイルス療法 (ART, antiretroviral therapy) は、HIV の増殖を効果的に抑制し感染者のエイズ発症を防止することができる。しかし、ART により体内からウイルスを駆逐するためには少なくとも数十年間の治療が必要と考えられており、事実上治癒は困難である。効果的な ART により血中 HIV RNA 量を検出限界未満に持続的に抑制することにより性的パートナーへの HIV の感染を防止できる (U=U) ため、医療従事者はこれを HIV 陽性者に伝える必要がある。

日本における HIV 感染症・エイズの発生動向については、国及び都道府県等 (都道府県、保健所を設置する市及び特別区をいう。以下同じ。) が感染者等に関する情報を収集及び分析し、国民や医師等の医療関係者に対して情報を公表している調査 (以下「エイズ発生動向調査」という。) によれば、エイズを発症した状態で HIV の感染が判明した者が、新規に感染が判明した感染者等の約三割を占めており、HIV の感染の早期診断に向けた更なる施策が必要である。

## 第2 HIV 感染症の検査の流れ

HIV 検査は、スクリーニング検査と確認検査の2段階で行われる。スクリーニング検査用診断薬は、より高い検出感度が得られるように設計されている。一方、確認検査用診断薬は、複数の構造タンパクを別々に検出するよう設計されており、スクリーニング検査偽陽性（実際にはその病気ではないのに検査結果が陽性に出ること）例を排除する目的で用いられる。

郵送検査は、プレ検査であり、スクリーニング検査に代わるものではないため、陽性又は判定不能の結果を得た場合は、スクリーニング検査へと進む。また、陰性の場合においても必要に応じてスクリーニング検査へと進む。スクリーニング検査で陽性、判定保留となった場合、確認検査へ進むが、確認検査の前に感度の高い追加スクリーニング検査を実施し、偽陽性検体の HIV 感染を否定しておくことが有効である。

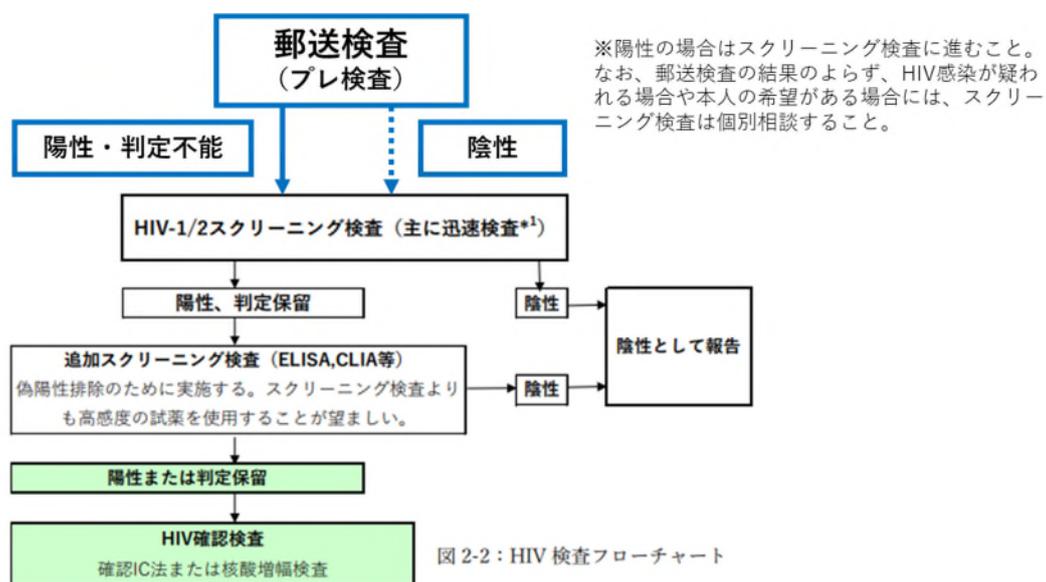


図2-2: HIV 検査フローチャート

確認IC <sup>2</sup>			HIV-1核酸増幅検査	備考
HIV-1	HIV-2	判定		
陽性	陽性	HIV陽性		
	陰性	HIV-1陽性		
	判定保留	HIV-1陽性		
判定保留	陽性	HIV-2陽性		
	陰性	HIV-1判定保留	陽性 (HIV感染急性期疑い)	追加スクリーニングの実施 2週間後再検査
	判定保留	HIV判定保留	陰性 (偽反応)	
陰性	陽性	HIV-2陽性		
	陰性	HIV陰性	陽性 (HIV感染急性期疑い)	追加スクリーニングの実施 2週間後再検査
	判定保留	HIV-2判定保留	陰性 (偽反応)	

図2 HIV 検査フローチャート例

国立感染症研究所エイズ研究センター 病原体検出マニュアル 後天性免疫不全症候群 (エイズ) /HIV 感染症 2025年2月改訂版 より引用、一部改変

### 第3 手引き、郵送検査について

#### 1 手引きの位置づけ

本手引きは、保健所等が、郵送検査を活用し HIV 検査を行う場合に参考としていただくため、留意事項を示したものである。以下の図は、郵送検査の流れの一例のイメージとして受検者・保健所等・検査会社の関係を示したものである。

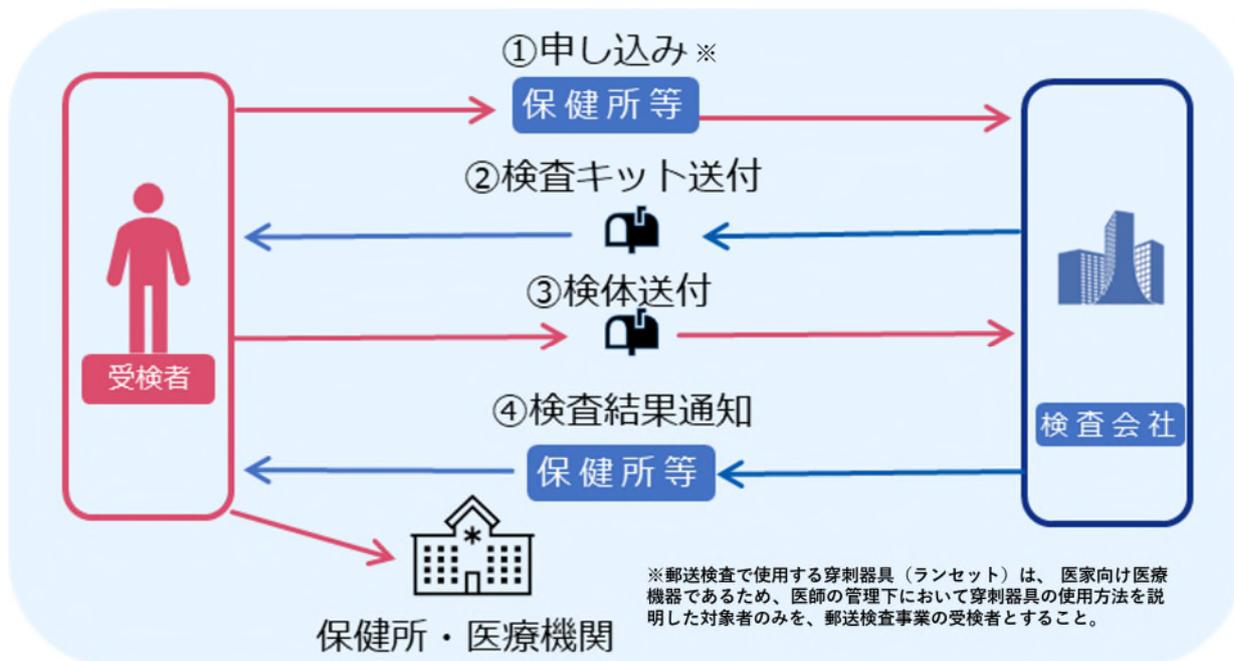


図1 郵送検査のイメージ

#### 2 郵送検査の定義、HIV 検査における位置づけ

本手引きにおける郵送検査とは、「保健所等を介した申し込み後、自己が採取した検体を郵送で検査事業者へ提出し、検査結果が保健所等を介して受検者に通知されるサービス」とする。ただし、郵送検査で使用する穿刺器具（ランセット）は、医家向けの医療機器であるため、医師の管理下において穿刺器具の使用方を説明された対象者のみを、郵送検査事業の受検者とする。

郵送検査は、自己採血で得られた少量の血液を希釈して検査することとなるため、血液量、検体採取から検査までにかかる時間及び気候等の様々な状況が検査結果に影響を与える可能性を否定できない。そのため、保健所等で実施されるスクリーニング検査より検出感度が下がる可能性がある。よって、郵送検査は、スクリーニング前検査（以下「プレ検査」という。）と位置づけることとし、スクリーニング検査に代わるものではないことに留意する。

## 第4 郵送検査

郵送検査の導入においては、「保健所における HIV 検査の実施について」（令和3年3月11日付け健  
健発 0311 第8号・健感発 0311 第3号厚生労働省健康局健康課長、厚生労働省健康局結核感染症課長  
連名通知）<sup>1</sup>を参考するとともに、本手引きに記載の以下の点に留意すること。

### 1 郵送検査を実施する事業者（以下「検査事業者」という。）への委託について

検査事業者に郵送検査の一部でも委託する場合は、委託する工程に対応する以下の項目を参照し、  
適切な対応がとられているかを確認したうえで委託すること。ただし、受検者に対する結果通知に関  
しては、適切なタイミングで必要に応じて保健所等から何らかの介入を行うこと。詳細については「6  
結果の通知」を参照すること。

### 2 郵送検査キットの構成物の例

郵送検査キット※の内容の例

- ア 説明書（内容：自己採血の方法、郵送方法、キットの廃棄方法、結果の確認方法、結果の解  
釈、相談先、医療機関の紹介、その他郵送検査の実施に関する留意点等について）
- イ 消毒用アルコール綿
- ウ 単回使用自動ランセット（採血用の穿刺器具。自動的に穿刺針が飛び出し、穿刺後は針がラ  
ンセット本体に格納され、再使用が出来ない機能を有するもの。）
- エ ろ紙
- オ 絆創膏
- カ 郵送用の封筒

※ 医療機器等は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭  
和 35 年法律第 145 号。以下、「薬機法」という。）に基づき承認等されているものを使用する  
こと。

### 3 郵送検査の申し込み

#### (1) 匿名性への配慮

本人の同意がある場合を除き、匿名での申し込みを可能とすることが望ましい。しかし、保健所  
等が受検者に対して受検結果の通知に関して介入が必要である状況を鑑み、必要最低限の情報は保  
健所等として取得することを妨げるものではない。個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に  
関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）に基づき個人情報の適切  
な取り扱いが確保されていること。個人情報の取扱いについては、「7 個人情報の取扱い」を参

---

<sup>1</sup> <https://www.mhlw.go.jp/content/10906000/000726510.pdf>

照。

## (2) 郵送検査の対象

郵送検査という特性もあり、検査対象人口を完全に絞ることは困難であるが、地域の実情に鑑み、感染者の動向の把握によるハイリスク層へのアプローチの方法をできるだけ検討すること。例えば、必要に応じて NGO 等と連携することにより、個別施策層に対する啓発に合わせた郵送検査のキャンペーンの実施、性行動が活発となる 10 代後半からの年代層に向け、ライフステージに合わせた検査キャンペーンの展開など、個別施策層に焦点をあてた取組の検討を行うことなどが考えられる。ただし、郵送検査に用いる医療機器が医家向けの医療機器であるため、医薬品等適正広告基準において広告の制限の対象となりうるため、特定の製品名を明示することが無いようにするなど法令遵守のための措置を講ずること。

## (3) 適切な説明と同意

郵送検査は、保健所や医療機関で実施されるスクリーニング検査、確認検査とは異なり、医家向けの医療機器を使用するため自己採血には一定のリスクを伴う。そのため、受検者に対し、医師の管理下において穿刺器具の使用方法や検査に関する留意事項の説明を行い、その内容を正しく理解し、同意したことを確認したうえで、検査キットを送付すること。なお、医師の判断により、オンライン等での説明及び同意でも可となる。

以下に一例を示す。

### ア 自己採血について

- ◆ 消毒、穿刺、止血を含む一連の自己採血の処置を受検者自身で実施できない場合は、検査を申し込むことはできないこと。
- ◆ 受検者の服用薬や既往歴によっては、止血困難となる場合があるが、出血・感染等のリスクは、基本的に受検者が負うものである。万が一、自己採血時に止血困難となった場合や体調不良となった場合には医療機関を受診する等の適切な対応を取ること。
- ◆ 穿刺による疼痛や迷走神経反射により気分が悪くなる可能性があること。
- ◆ 採血量や郵送手順等が適切でなかった場合、検査事業者において検査を実施できないことがあること。

### イ 郵送検査キットの取扱いについて

- ◆ 郵送検査キットを転売・転用又は分解して使用しないこと。
- ◆ 郵送検査キットの説明を受けた本人以外の者につき使用してはならないこと。
- ◆ 穿刺器具は、使用前に外観を確認し、保護キャップが外れていたり、破損していたりする場合は使用しないこと。
- ◆ 穿刺器具は、単回使用であり、使用後は本体を解体することなく、廃棄すること。(廃棄に関しては「4 郵送検査キットの保管及び廃棄」を参照すること。)

### ウ 結果の解釈について

- ◆ 郵送検査の結果のみで、HIV 感染と診断されるわけではないこと。

## 4 郵送検査キットの保管及び廃棄

### (1) 保管

検体採取後にできるだけ早く返送することが望ましいが、何らかの理由で遅れる際には保管方法・保管期限に則って検体を保管することができるよう説明書等に記載すること。なお、その期限を過ぎた際には返送を行わず、検査事業者にお問い合わせすること。

### (2) 穿刺器具（ランセット）の廃棄

使用後の穿刺器具を検体と一緒に返送しない仕組みの場合は、使用後の穿刺器具の廃棄方法に関する説明書を郵送検査キットに同梱するなど、受検者にわかりやすく示すこと。原則としては、受検者が居住する自治体における廃棄物の収集方法に従っていただくが、一般的に使用後のランセットは、針が貫通しない固い容器（薬の空容器、牛乳パック、商品名などのラベルをはがしたペットボトル等）に入れ、ガムテープ等で綴じ、さらにポリ袋等に入れて一般ゴミとして廃棄が可能である。

【参考】在宅医療廃棄物の取扱いガイド（日本医師会）<sup>2</sup>

### (3) 検査事業者への返送方法

血液の返送方法に関しては、乾燥ろ紙血又は微量採血管の場合があるが、血液を染み込ませたろ紙や採血管については、付属の自己採血の説明書等に沿って郵送すること。

検査事業者が指定する返送方法以外の手段を検討する際は、検査事業者及び郵送企業に予め相談すること。

### (4) 返送期限

自己採血してから検査事業者への返送期限を設け、説明文書等に記載して周知を図るなど、検出感度が低下しない工夫がとられていること。なお、使用期限が切れた郵送検査キットは使用しないこと。

## 5 検査事業者の体制

### (1) 一般

検査事業者は、精度管理・人員体制・記録保存等の観点から、衛生検査所指導要領（平成30年10月30日付け医政発1030第3号厚生労働省医政局長通知別添1）を参照し登録衛生検査所で検査を実施することが望ましい<sup>3</sup>。

### (2) 人員体制

---

<sup>2</sup> [https://www.med.or.jp/dl-med/doctor/haiki/zaitaku\\_haiki\\_pamphlet.pdf](https://www.med.or.jp/dl-med/doctor/haiki/zaitaku_haiki_pamphlet.pdf)

<sup>3</sup> <https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000911181.pdf>

保健所等が検査事業者に対して穿刺器具の使用方法等の説明を委託する際には、検査事業者は医師を配置すること。

### (3) 測定試薬

検査事業者が行う検査の測定用試薬は、体外診断用医薬品として承認等を受けていること。

## 6 結果の通知

郵送検査の結果は、保健所等が受検者に通知する。通知する際は、書面、メール、インターネットを利用したシステム等いかなる手段であっても、検査結果だけでなく、一般的な結果の解釈や受検勧奨について、受検者が理解できるよう平易な言葉で明確に説明すること。以下に、結果に応じた通知内容の要点を示す。なお、郵送検査はプレ検査の位置付けであり、その結果自体が HIV 感染への罹患の有無を診断するものではないことに留意すること。

### (1) 陰性の場合

- ◆ ウィンドウ期※の可能性があることや、郵送検査は通常の検査と比べて検査に使用する血液の量が少ないため感度が低く、偽陰性の可能性が他の検査より高いこと。感染の可能性がある場合は、保健所等又は医療機関に相談し、3か月程度の期間を空けて再度受検すること。  
※HIV 感染が成立してから検査が陽性となるまでの期間のことを指し、感染初期には偽陰性となりうる。

### (2) 陽性、判定保留の場合

- ◆ 郵送検査の結果のみで HIV 感染症の診断が確定することはなく、スクリーニング検査を行い、結果が陽性であればさらに確認検査を行い、確認検査が陽性であれば HIV 感染症の診断となること。
- ◆ 保健所等は、郵送検査の結果説明等を行うとともに、保健所等におけるスクリーニング検査や医療機関への受診勧奨へと繋げるために必ず介入を行うこと。
- ◆ 検出限界等による判定保留で再検査が必要な場合は、確実に再検査を行うこと。

### (3) 検査結果に関わらない情報提供

- ◆ 受診できる医療機関（エイズ治療拠点病院等）、相談できる保健所特設検査相談所、相談窓口等の連絡先等の情報提供を行うこと。
- ◆ エイズ発症前の無症候期に HIV 感染を知り、治療を始めることが、生活の質や生命予後に大きく影響するため、早期診断が重要であること。
- ◆ 感染の可能性の機会があった場合は、いつでも検査を受けることが望ましいこと。
- ◆ 感染予防が重要であること。

## 7 個人情報の取扱い

個人情報とは、個人情報保護法第2条第1項に規定する情報をいい、生存する個人に関する情報であって当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができる

もの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は個人識別符号が含まれるものをいう。

検査事業者は、郵送検査に関して個人情報を取り扱う場合、個人情報保護法及び関連する法令・ガイドラインを遵守しなければならない。特に、検査事業者は、取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止や、その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

また、保健所等および検査事業者は、従業者に個人データを取り扱わせるに当たって、個人データの安全管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

## (1) 個人情報保護の徹底

### ア 方針の開示

検査事業者の定める個人情報保護方針を、郵送検査キット(セット)の説明書や検査事業者のホームページ等で公表すること。

### イ 個人情報の取得

受検者の個人情報の取得にあたっては、利用目的を明確にし、それらの目的を遂行する場合にのみ利用すること。

### ウ 個人情報の保管

- ・ 個人情報の滅失、盗難、改ざん、漏洩等を防止するため、入退室管理や保管資料に係るセキュリティ対策を行うこと。
- ・ 個人情報の滅失、盗難、改ざん、漏洩等を防止するため、個人情報を取り扱うコンピュータ等におけるセキュリティ対策や、アクセス権限管理を行う。検査事業者に検査を委託する場合も、両者間で安全管理措置の内容を含んだ個人情報の取扱いに係る書面による取決めを行い、適切に運用すること。

### エ 第三者への提供について

- ・ 検査結果は「要配慮個人情報」（個人情報保護法第2条第3項、同法施行令第2条第2号）に該当し、受検者本人の同意がない限り、第三者に提供しないこと（個人情報保護法第27条）。

### オ 委託

- ・ 検査事業者は、個人データの取扱い等の全部又は一部を委託する場合は、委託先の個人データの安全管理が図られるよう、委託先に対する必要かつ適切な監督を行うこと。
- ・ 検査事業者は、委託する場合には、委託先との間で、個人データの取扱いが不適切であった場合の法的責任（不法行為責任（民法第709条）・債務不履行責任（民法第415条等））や、受検者の個人情報の取扱いについての具体的な取決め（契約等）を締結することが必要であること。

### カ 医療機関への情報提供

- ・ 医療機関（エイズ治療拠点病院など）、保健所特設検査相談所、相談窓口等へ紹介する際には、紙面もしくは口頭での本人の同意を得た上で紹介すること。

## (2) 検査データの取扱いについて

検査結果を確認するために個人情報を取り扱う場合には、個人情報漏洩等を防止するために必要な措置を講ずる必要がある。検査事業者に委託した場合には、その監督も必要となる。判定結果の取り違えが生じないように、手順書に基づいた確認照合作業を行った上で、受検者へ検査結果報告を行う。

- ア インターネットを利用したシステムを使って検査結果報告を行う場合、暗号化通信やパスワード設定等の措置を講じた安全な通信手段を用いるとともに、受検者におけるパスワード管理について説明すること。
- イ データを、事業活動（省庁への報告等）に利用する際は、個人が特定されないよう匿名化する等、適切な処理を行うこと。
- ウ 研究の場面で使用することがある場合は、人を対象とする生命科学・医学研究に関する倫理指針（令和 3 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示 1 号）<sup>4</sup>又は薬機法若しくは臨床研究法（平成 29 年法律第 16 号）の枠組にしたがい、的確な申請を元に適切な処理を行うこと。
- エ 個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めること。

## 8 保健所の体制

郵送検査事業を行う際には、各保健所においても、以下の項目を遵守し、受検者の安全と法令遵守を継続すること。

### (1) 穿刺器具使用に関する初回指導

郵送検査で使用する穿刺器具（ランセット）は、医家向けの医療機器であるため、医師の管理下で穿刺器具の使用方法を説明した対象者のみを、郵送検査事業の受検者とする。

### (2) 医薬品等適正広告基準（医家向けの医療機器の広告制限）

医薬品等適正広告基準において広告の制限の対象となりうるため、特定の製品名を明示することが無いようにするなど法令遵守のための措置を講ずること。

## 9 その他留意事項

- 郵送検査キットには「特定管理医療機器」が含まれる可能性があるが、当該医療機器の販売、授与を行う場合は、薬機法第 39 条の 3 の規定に基づき管理医療機器の販売業の届出を行うこと、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和 36 年厚生

---

<sup>4</sup> <https://www.mhlw.go.jp/content/000769923.pdf>

省令第1号)第175条第1項の規定に基づき、営業所ごとに厚生労働省令で定める基準に該当する者(以下「管理者」という。)を置くことが義務付けられている。検査事業者等は、販売業の届出や管理者の資格要件について、必要に応じて、各保健所等において確認すること。

- 保健所等は、転売防止措置を講じること。
- 保健所等は、申込者数と受験者数を把握し受検状況を把握すること。短期間に重複するような申込みが行われた場合に、その申込みを発見できるような仕組みを作ること。
- 郵送検査の申込みに関しては、他の保健所管轄区域からの申込みを妨げるものではないが、各保健所の予算等に鑑み、必要な個人情報を取得し、発送先の住所を管轄区域のみとするなどの制限をすることは差し支えない。
- 保健所等は、検査事業者に委託する際には、事前に契約等で受検者の負担費用や総費用を含む詳細事項を決定し、補助金が誤った方法により使用されないような体制とすること。また、市場価格等を参考とすること。
- 受検者の自己負担及び国と地方公共団体の費用負担に関しては、この手引きが発行される際の通知及び以下のリンクにおける「感染症予防事業費等国庫負担(補助)金交付要綱について」を参照すること。

[交付要綱 | 厚生労働省](#)

## 第5 郵送検査の活用事例案

現時点において、郵送検査事業で考えられる活用事例案を以下に記載する。

- ウィンドウ期に保健所等を訪問した受検者がいる場合に、ウィンドウ期終了後に再度保健所等を訪問してもらうのではなく郵送検査を行うことが考えられる。
- 受検者が、保健所等における HIV スクリーニング検査の実施日に合わせて予定を調整することが困難な場合等に、郵送検査を活用することにより、保健所等の夜間対応の減少やリピート対応の減少等につながると考えられる。
- 受検者が保健所等への来所を望まず検査の機会を得られていない場合に、本事業により保健所等を訪問せずに検査を実施することが可能となりうる。

## 参考資料

- (1) 男性同性間の HIV 感染予防対策とその介入効果の評価に関する研究 ―平成 26 年度～28 年度総合研究報告書― 「HIV 郵送検査の在り方とその有効活用に関する研究」(研究分担者：木村哲) 平成 29 年 3 月版  
[https://mhlw-grants.niph.go.jp/system/files/download\\_pdf/2016/201618003B.pdf](https://mhlw-grants.niph.go.jp/system/files/download_pdf/2016/201618003B.pdf)
- (2) 郵送検査事業者認定制度 (性感染症分野)、公益財団法人 性の健康医学財団、平成 25 年 10 月 22 日制定  
<https://safe.menlosecurity.com/doc/docview/viewer/docN54CB5BDF219B5089fa5c56f97dd2d2acd3b5b779a9f34b3e9cdb97c1d6f25b04606c0595e176>
- (3) 保健所等における HIV 検査・相談ガイドライン第 5 版 (令和 6 年 3 月版)  
<https://safe.menlosecurity.com/doc/docview/viewer/docN54CB5BDF219Bbfb9e5db45982c23585315bc34ff85ab27dd68ef65492419a46629d513ad2159>
- (4) 診療における HIV-1/2 感染症の診断ガイドライン 2020 版  
<https://jaids.jp/wpsystem/wp-content/uploads/2020/10/guidelines.pdf>

## 関係法令、通知等

- (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和 35 年法律第 145 号)
- (2) 個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 57 号)
- (3) 衛生検査所指導要領 (平成 30 年 10 月 30 日付け医政発 1030 第 3 号厚生労働省医政局長通知別添 1)